

## 規制シート(様式)

080194300430001

平成30年3月16日

規制の名称	銀行その他の金融機関が信託業等を営むことに関する規制	所管府省	金融庁
根拠法令等	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	総務企画局信用制度参事官 井上 俊剛
規制目的	銀行その他の金融機関が信託業等を営むことについて、信託に関する引受けその他の取引の公正を確保することにより、信託の委託者及び受益者の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資すること。		
規制内容の概要	<p>内閣総理大臣の認可が必要。                  信託の引受けを行うときには、委託者に対し当該信託会社の商号や信託契約の内容についての説明義務、信託契約による信託の引受けを行ったときには、委託者に対し契約事項書面の交付義務がある。                  また、受託した信託財産と個別の財産や他の信託の信託財産と分別して管理を行う等、受益者のため忠実に信託業務を行うことが求められており、その受託する信託財産について、信託の目的、信託財産の状況等に照らして不必要となる取引の禁止等がある。</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	<p>信託契約締結時の書面交付義務について、以下の見直しを行った(信託法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律(平成18年12月15日公布))。                  ・信託業務(信託財産の管理行為等の業務(法第22条3項))を委託する場合は、委託者への交付契約事項書面のうち、委託する信託業務の内容や委託先の氏名等の記載を不要とする。</p>	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>信託は、信託財産を様々な形で管理・処分でき多様な商品を組成できる柔軟な仕組みであり、信託商品スキームはものによっては複雑となり得ることを踏まえ、信託を営む金融機関等が信託財産について十分な管理・運用能力を持ち、健全かつ適切に業務運営を行うこと等により、信託の委託者及び受益者の保護に資することから、規制を維持することが妥当。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成34年度		